

## 適正化実施機関が主催する講習会等のご案内について

群馬県貨物自動車運送適正化実施機関では、(一社)群馬県トラック協会会員事業者に対して、下記講習会を定期的に開催しています。開催に当たっては、その都度FAXにてご案内をしていますので、是非、有効に活用され、法令遵守をお願いします。

### 1. 初任運行管理者を対象とした実務勉強会

最近、法改正が頻繁にあり、運行管理者の果たす役割が増大しています。併せて各事業者に対しては、より一層の法令遵守が求められています。

また、適正化の巡回指導においても、運行管理面に指摘事項が多くなっています。そこで、特に「初任運行管理者を対象とした実務勉強会」を開催することにしました。

(受講者には、今後運行管理者として選任をされる方や、補助者として管理面の実務をするにあたり、勉強をしたいとのことで受講される方もいます。)

#### (1) 開催日時 (今後の実施予定)

- ・平成26年 6月18日(水) 午前9時30分～午後4時まで (受付終了)
- ・平成26年 9月17日(水) 午前9時30分～午後4時まで
- ・平成27年 1月21日(水) 午前9時30分～午後4時まで

#### (2) 勉強会の内容

- ・運行管理者の業務・運行管理者の選任・届出・補助者制度・運転者台帳・車両台帳
- ・事故報告規則及び事故記録・点呼・運転日報・過労防止・運行指示書
- ・運転者に対する指導、監督・特定運転者に対する指導及び適性診断・健康診断・KYT他

### 2. 初任運転者指導講習会

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項第2号に定める特別な指導を、当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施することになっています。

この講習会では、上記に基づき事業者が実施すべき特別な指導(6時間の教育)を事業者に代わって実施するもので、今年度は、開催日を増やして実施をしています。

#### (1) 開催日時 (今後の実施予定)

- ・平成26年 6月21日(土) 午前9時00分～午後4時まで (受付終了)
- ・平成26年 8月 2日(土) 午前9時00分～午後4時まで
- ・平成26年10月25日(土) 午前9時00分～午後4時まで
- ・平成26年12月 6日(土) 午前9時00分～午後4時まで
- ・平成27年 2月14日(土) 午前9時00分～午後4時まで

#### (2) 講習会の内容

- ・トラックの安全な運転に関する基本的事項 (1時間30分)
- ・トラックの構造上の特性と日常点検の方法 (1時間30分)
- ・交通事故を防止するために留意すべき事項 (1時間30分)
- ・危険の予測及び回避 (1時間30分)

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821